千葉市告示第９３３号

下記記載の市税にかかる書類を送付すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第２０条の２の規定により告示します。

これらの書類は千葉市財政局税務部西部市税事務所納税第二課で保管しておりますから、送達を受けるべき方の申し出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、送達があったものとみなされます。

令和８年１１月１３日

千葉市長　　神谷　俊一

記

整理番号	氏　　名	書　類　名	件　数
1	山本　進弘	滞納処分執行停止通知書	1件
		差押解除通知書	1件